

# 地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ①小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ②家庭的保育（利用定員5人以下）
- ③居宅訪問型保育
- ④事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

## ①【小規模保育事業】

- 国では、3類型を念頭に検討を行うこととする。
  - ・保育所分園に近い類型（A型）
  - ・家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）
  - ・その中間的な類型（B型）

	国の検討事項	国が示した対応方針
小規模保育事業の配置基準（A型、B型）	<p>○小規模保育事業A型、B型の1・2歳児の配置基準について、どう考えていくか。保育所並み（6：1）を基本としつつ、3：1又は保育士・保育補助者等の付加する構成についても検討するか。</p> <p>○小規模保育事業C型の配置基準については、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ、同様の配置基準（家庭的保育事業と同じく0～2歳児3：1補助者を置く場合は5：2）とする方向で良いか。</p>	<p>●A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、認可基準上、保育所と同様の配置基準（6：1）とした上で、小規模事業の特性を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置することを求めることとする。</p> <p>※そのため、事業規模にかかわらず、最低2名の保育従事者数が確保される。</p> <p>※小規模保育の管理者の取扱い、事務体制のあり方、保育所分園制度との関係等については、公定価格の体系に関する議論の中で検討。</p> <p>●C型については、現行のグループ型小規模保育事業と同様の配置基準（0～2歳児3：1補助者を置く場合5：2）を求めることとする。</p>
保育士の割合（B型）	<p>○小規模保育事業B型の保育士割合について、保育集団としては小ロットになることを念頭に、A型とC型の中間タイプであることから、基本的に2分の1以上を保育士とすることを求めるか。</p> <p>○更に、保育士比率が上昇した場合について、公定価格上の段階的な対応を検討していく必要があるか。</p>	<p>●C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に、B型の保育士割合については、認可基準上1／2以上とすることを求める。</p> <p>※B型は「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」の1／2以上について保育士であることを求めることとなる。</p> <p>●その上で、保育士比率が上昇した場合（例：3／4となった場合）、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討する。</p> <p>●離島、へき地における事業であって、3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭又は小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者を、A型・B型における保健師又は看護師と同様の特例（1人まで保育士としてカウント可）に含める。</p>
保育従事者（B型、C型）	<p>○C型からの移行も念頭に、家庭的保育と類似の研修を求めることとするか。その場合、小規模保育事業の性質を踏まえた研修内容・</p>	<p>●B型の保育従事者、C型の保育者（補助者を含む）に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めることとする。</p> <p>※制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助</p>

	<p>要件・実施体制をどうするか。</p> <p>○特に安定した保育従事者の確保の観点から実施体制の充実が必要か。</p> <p>○C型に関しては、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ、同様に、研修を求めることとする方向で良いか。</p> <p>※保育士については研修を求めない。</p>	<p>者については現行の家庭的保育者、補助者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応することとする。</p> <p>●新制度における研修については、現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育については、家庭的保育と比較して、より集団的な保育となること、</li> <li>・研修対象となる保育従事者の数は現在よりも多くなることが想定されること</li> <li>・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われているものの、事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること、等を勘案し、見直していくこととする。</li> </ul>
居室に係る面積基準	<p>○A型、B型の0・1歳児の乳児室／ほふく室の面積について、年度途中での頻繁な入れ替わりを想定した上で、どの程度の面積を求めることとするか</p> <p>○2歳児の保育室の面積について、保育所の基準（1人1.98㎡以上）を踏まえ、どの程度の面積を求めることとするか。</p> <p>○C型については、現行のグループ型小規模保育事業と同様（1人3.3㎡以上）とすることで良いか。</p> <p>○面積基準については、現行の保育所における大都市特例の取扱いをどうするか。</p>	<p>●A・B型の0・1歳児については、年度途中の入れ替わり等を考慮して、C型と同様に、1人当たり3.3㎡以上とする。（その上で、現行の大都市特例については、市町村の条例において設定することとする。）</p> <p>●A・B型の2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、国としてお示しする基準では、保育所と同様に、1人当たり1.98㎡以上とする。</p> <p>●C型については、0～2歳児について、1人当たり3.3㎡以上とする。</p>
屋外遊戯場に係る面積基準	<p>○A型、B型については、保育所と同様とした上で、C型についても、A型・B型と同様、屋外遊戯場（庭・付近の代替地で可）を設けることを求め、面積基準も1人当たり3.3㎡以上とするか。</p>	<p>●A・B・C型のいずれにおいても、屋外遊戯場の設置を求めた上で（他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可）、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とする。</p>
A型、B型における食事の提供	<p>○A型・B型について自園調理を原則とするか。自園調理及び調理設備の設置を求めつつ、現行通り、連携施設（本園）からの搬入を可能とするか。</p> <p>○多様な場所での事業展開を想定していることから、調理設備とすることで良いか（特にB型）。その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。</p> <p>○自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。</p> <p>○調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることと</p>	<p>〔給食の取扱いについて〕</p> <p>●A・B・C型に共通して、自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。</p> <p>※保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を踏まえて実施。</p> <p>●その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校（給食室）、学校給食センターからの搬入も可能とする。</p> <p>●&gt;現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとす</p>

<p>C型における食事の提供</p>	<p>するか。</p> <p>○給食提供のあり方について、現行通り（グループ型小規模保育事業＝家庭的保育事業）とするか、又は、自園調理を求めることとするか。</p> <p>○C型についても、共同住宅など多様な場所での事業展開を想定しているため、調理設備とすることで良いか。その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。</p> <p>○自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。</p> <p>○調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。</p>	<p>る。</p> <p>●実際の給食の提供に当たっては、社会福祉施設、病院等の大量調理施設における衛生管理に係る「大量調理施設衛生管理マニュアル」や食品等事業者における衛生管理に係る「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」等を参考に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。</p> <p>●新制度施行前に先行スタートする小規模保育事業が円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。</p> <p>〔設備の取扱いについて〕</p> <p>●A・B・C型に共通して、調理設備を基本とする。</p> <p>●その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、届出対象となる給食施設（1回20食以上など）に求められる設備内容も踏まえながら、具体的な内容については、条例等において定めることとする。</p> <p>●なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることとする。</p> <p>〔職員の取扱いについて〕</p> <p>●A・B・C型に共通して、調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。（ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要）</p>
<p>耐火基準</p>	<p>○多様なスペースの活用を念頭に、例えば、保育室等を2階以上に設置する場合については、耐火建築物・準耐火建築物であることを求め、それ以外は建築基準法、消防法の一般規制等を踏まえることを基本として検討することで良いか。</p> <p>※詳細については、各事業の実態を踏まえながら検討が必要。</p> <p>※全体的に建築基準法・消防法の適用については、要検討</p>	<p>●建築基準法、消防法等との関係については、保育所、家庭的保育事業に関する位置付けを基本として、各規制について整理する。</p> <p>●これを前提に、小規模保育事業に対して特に求める事項として、保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求めるほか、A型、B型、C型を問わず、</p> <p>①現行の保育所、家庭的保育事業において設置を求めている消火器等の消火器具</p> <p>②基本的にすべての保育所に設置が求められる非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合には、保育所と同様に、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設けることを求める。</p> <p>●また、避難階段については、当面、現行の認可保育所に準じた取扱いと同様としつつ、認可保育所の避難階段に関する規制の見直しを踏まえ、今後、準じて見直すこととする。</p> <p>※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。</p> <p>※国が定める認可保育所の設備基準（4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件）について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。</p>

<p>連携施設</p>	<p>○嘱託医の支援を含め、認定こども園、保育所、幼稚園を連携施設として設けることとしてはどうか。</p> <p>○卒園後の受入先として連携施設を位置付けてはどうか。その際、透明性を確保した上で、小規模保育事業を利用している子どもが3歳以降に安心して教育・保育を受けることが可能となるよう、受け皿の安定的な確保 ・小規模保育事業の定着といった視点が必要ではないか。</p> <p>○その際、公立施設による連携を含め、市町村による積極的な調整を求めることとしてはどうか。</p>	<p>&lt;連携施設の設定について&gt;</p> <p>●小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業に関しては、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、この限りでない（特例措置）。</p> <p>●その上で、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとする（経過措置）。</p> <p>●経過措置の適用に当たっては、市町村においては、①保育内容の支援に関連して、例えば、連携可能な施設においてモデル的な取組を開始する、公立施設によるバックアップ体制の整備を行う、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設による保育内容の支援を普及させることに資する措置 ②卒園後の受け皿に関連して、3歳以降、引き続き、保育の利用を希望する保護者に対しては、利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるために必要な措置を講じることとする。</p> <p>&lt;市町村による調整について&gt;</p> <p>●小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。 （調整例） ・私立施設のある、働きかけ（強制力は伴わない） ・公立施設による連携※公私連携型保育所、公私連携幼保連携型認定こども園の活用を含む。</p> <p>&lt;連携のあり方について&gt;</p> <p>●小規模保育と教育・保育施設の連携については、主な連携方法である①保育内容の支援、②卒園後の受け皿ともに保育所又は幼稚園で対応するケースや、①は保育所、②は幼稚園となるケースもあり得ることから、必ずしも1：1の関係ではなく、1：複数、複数：1、複数：複数も認める。</p> <p>●また、小規模保育と連携施設の関係においては、特に経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合 ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等（契約書、覚書等）の締結を求める。</p> <p>&lt;連携施設に係る情報公表について&gt;</p> <p>●協定書等を締結した場合は、小規模保育、教育・保育施設、市町村のそれぞれにおいて、どこどこが連携関係にあるのか明示する（情報公表の対象事項）。※卒園後の受け皿については、後述の通り。</p> <p>●その他の場合においても、連携施設であることを明確に</p>
-------------	--	--

		<p>した上で、明示することを可能とする。</p> <p>&lt;連携施設との連携方法、内容、程度について&gt;</p> <p>①保育内容に関する支援について</p> <p>〔集団保育の確保等について〕</p> <p>●小規模保育事業については、規模面への配慮、集団保育の実施等に対する支援が必要となることが考えられる。</p> <p>●特に3歳児に近い2歳児については、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくる。そのため、合同保育、行事参加、園庭開放など、保育内容に関する支援を受けることが考えられる。</p> <p>●このほか、発達障害など、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、小規模保育事業における保育士による対応も可能であるが、連携施設においては、そのノウハウ等を活用し、連携先に対する助言・相談が可能である。</p> <p>〔給食提供について〕</p> <p>●給食については、自園調理は原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、連携施設等（主に保育所を想定）からの搬入を認めることとしている。</p> <p>●給食の搬入を行わない場合であっても、栄養士による献立作成（必要な栄養価の計算等を含む）、アレルギー児などの個別対応に係る支援を受けることが望ましい。</p> <p>〔嘱託医について〕</p> <p>●嘱託医については、小規模保育事業が自ら確保し、委嘱する場合は、特段、連携施設における対応は不要と考えられる。</p> <p>●一方、連携施設の嘱託医に対して、小規模保育事業が連携施設を介して委嘱する場合、合同の健康診断を行うことなどが考えられる。</p>
--	--	---

## ②【家庭的保育事業】

	国の検討事項	国が示した対応方針
家庭的保育者に対して求める研修	○家庭的保育者に対して求める研修について、保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応する観点から、一定の実務経験を有する者や他の資格を有する者の取扱いなど、当該研修内容や研修実施体制（現行は市町村が実施）について、どう考えていくか。	<p>●家庭的保育者に対しては、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。</p> <p>●家庭的保育補助者についても、現行制度と同様に、必要な研修を修了した者であることを基本とする。 （市町村認可事業であることから、家庭的保育者・家庭的保育補助者として認めるのは市町村が行う）</p> <p>●また、家庭的保育者に対して修了を求める研修については、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。家庭的保育補助者についても、現行の基礎研修の修了を基本とする。</p> <p>●その上で、新制度における研修については、現行の研修の内容も踏まえた上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われていることが多いものの、新制度における事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること</li> <li>・研修対象者の数は現在よりも多くなることが想定されること</li> <li>・更なる専門性の向上を図っていくほか、本事業における業務内容を踏まえた内容とすることが求められること等を勘案し、これまで市町村が果たしてきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととする。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、必要に応じて、一定の経過措置を検討する。</li> </ul>
家庭的保育補助者の配置	○現行は、3人を超えて（5人まで）子どもを保育する場合、家庭的保育補助者が必置となるが、3人の場合であっても、食事時間帯の対応など、補助者の配置が望ましい場面があることをどう考えていくか。	<p>●家庭的保育補助者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されること</li> <li>・異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがあり得ること</li> </ul> <p>等を踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討することとする。</p>
設備、面積基準	設備・面積基準については、現行の児童福祉法に基づく市町村事業を踏まえ、どう考えていくか。	<p>●家庭的保育事業の保育室（保育を行う居室）に関しては、現行制度と同様、1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。</p> <p>●また、屋外遊戯場に関しては、「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で（他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可）、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。</p>
食事の提供	○家庭的保育事業の給食提供のあり方について、現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。	<p>〔給食の取扱いについて〕</p> <p>●自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。 ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9</p>

	<p>○自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とするか。</p> <p>○家庭的保育者の居宅や共同住宅などでの事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。</p>	<p>日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。</li> <li>●その際、特に現行の事業形態では、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえ、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。</li> <li>●実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。</li> <li>●また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。</li> </ul> <p>〔設備の取扱いについて〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●調理設備を基本とする。</li> <li>●その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定める。</li> <li>●なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。</li> </ul>
<p>調理担当の職員</p>	<p>○自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。例えば、家庭的保育補助者等が調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。</p> <p>○調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。※この場合、調理員の配置は求めない。</p>	<p>〔職員の取扱いについて〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は調理員や補助者による調理業務は不要)</li> <li>●その際、家庭的保育補助者の配置への配慮については、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討する。</li> </ul>
<p>耐火基準</p>	<p>○保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。</p> <p>○安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主として、家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討。</li> </ul>
<p>連携施設</p>	<p>○現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。</p> <p>○現行の家庭的保育事業の連携保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現行の家庭的保育事業においても、連携保育所の確保を推進しており、約75%が連携保育所を設定していることを踏まえ、連携施設の設定を求めることを基本とする。</li> <li>●連携施設にあつては、小規模保育事業と同様(後述)に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担</li> </ul>

	<p>育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。</p> <p>○小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。</p>	<p>うこととする。</p> <p>●その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設ける。</p>
--	--	--



### ③【居宅訪問型保育事業】

	国の検討事項	国が示した対応方針
保育従事者	<p>○現行、居宅訪問型保育事業については、保育従事者の資格要件※に関する基準がないが、職員の質の確保の観点から、どう考えていくか。(職員数については、1:1が基本)</p> <p>○家庭的保育のように、保育士に加えて、研修の修了により、保育士資格を保有しない者も従事することを可能とする仕組みをベースとするか、又は保育士であることを一律に求めることとするか。さらに、研修要件について、どういった内容とすべきか。</p>	<p>●居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。</p> <p>●また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了を求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本とする。</p> <p>●なお、研修の体制については、家庭的保育事業等と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していくこととする。</p>
設備、面積基準	<p>○保護者・子どもの居宅において保育を行うという事業の特性上、設備・面積基準を設けないこととするか。</p>	<p>●居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本とする。</p>
食事の提供	<p>○居宅訪問型保育事業の食事の提供のあり方について、どう考えるか。</p> <p>○ベビーシッターは、訪問先の居宅キッチンにおいて調理しないことが一般的(保護者が用意した食事を食べさせることは可)と考えられるが、こうした事業の特性も踏まえつつ、居宅訪問型保育者による調理及び食事の提供について、どう考えるか。</p>	<p>●訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。</p>
耐火基準	<p>○相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、特段、規制を設けないこととしてはどうか。</p>	<p>●居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本とする。(その場合であっても、実際の訪問に当たっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする。)</p>
連携施設	<p>○小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。</p> <p>○保育内容の支援、卒園後の受け皿確保に関して、居宅訪問型保育事業の位置付け(後述)と併せて検討することが必要ではないか。</p>	<p>●相手方の居宅において保育を行う特性上、保育を行う場所が一致しないため、保育内容の支援、卒園後の受け皿確保の両面を考慮しても、連携施設の設定を一律に求めることは困難と考えられるため、一律には求めないこととする。</p> <p>●その上で、例えば、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。 例) 児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関</p> <p>●その際、連携施設として求める施設の種別については市町村が指定することとし、また、連携施設の設定が困難であるなどの場合、小規模保育事業と同様に、事業者からの求めに応じて、市町村が連携先との調整を行うこととする。</p>

#### ④【事業所内保育事業】

	国の検討事項	国が示した対応方針
事業所内保育事業の保育従事者及び職員数	<p>○事業所内保育事業の保育従事者及び職員数については、現状の雇用保険事業による助成対象施設の基準を踏まえ、どう考えていくか。</p> <p>○事業所内保育事業については、雇用保険事業による助成対象に当たっては、利用定員の下限が6人と設定されているものの、それ以外に、特段、利用定員に係る規制は設けられていないが、利用定員が19人以下の比較的小規模な施設については、小規模保育事業（A型・B型）を踏まえ、どういった取扱いとするか。</p>	<p>●新制度における事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。ただし、現行の事業所内保育施設の1施設当たりの平均の入所児童数は19.0人（実態調査）となっているほか、雇用保険事業の助成対象に関わらず、事業所内保育施設全体で見ると、1施設当たりの平均入所児童数は14.8名となっている（平成23年度認可外保育施設の現況取りまとめより）ことから、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定される。</p> <p>●これを踏まえ、利用定員が19名以下の場合、同じく0～2歳児を対象として少人数の保育を行う事業であり、既存事業等からの移行を見込んでいる小規模保育事業（A型・B型）との整合性を図っていくことを基本とする。 ※特に、認可保育所への移行を希望する事業所内保育施設のうち、4割近くの施設から、移行困難な理由として「最低定員（原則60人以上、条件付きで20人以上）を満たすことができない」があげられており、今般、小規模保育事業が認可事業として制度化されることに伴い、整合性があることが望ましいのではないかと。（平成21年地域児童福祉事業等調査より） ※5人以下のものについても、同じ基準で対応する。</p> <p>●また、利用定員が20名以上の場合については、 ・認可保育所と同様の事業規模になること ・現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。</p>
設備、面積基準	<p>○地域型保育事業において主に受入対象となる0・1歳児に係る面積基準について、①現行の雇用保険事業による事業所内保育施設（1人1.65㎡）、②認可保育所（乳児室：1人1.65㎡、ほふく室：1人3.3㎡）、③小規模保育事業（1人3.3㎡）を踏まえ、どの程度の面積基準を定めることとするか。また、定員19名以下の比較的小規模な事業の取扱いをどうするか。</p> <p>○屋外遊戯場の取扱いについて、どう考えるか。</p>	<p>●新制度における事業所内保育事業については、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定されることから、（1）職員数・資格要件と同様に、利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。</p> <p>●また、利用定員が20名以上の場合については、同じく、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。</p>
食事の提供	<p>○事業所内保育事業の給食提供のあり方について、現行通りとするか、又は、自園調理を求めるとするか。</p> <p>○自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、</p>	<p>〔給食の取扱いについて〕</p> <p>●自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。 ※保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を踏まえて実施。</p> <p>●その上で、現行の事業所内保育施設においては、約4割が仕出し弁当（外部搬入）により対応していることを踏まえ、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。</p>

	<p>病院からの搬入を可能とするか。</p> <p>○事業所その他多様な場所での事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。</p>	<p>その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校（給食室）、学校給食センターからの搬入も可能とする。</p> <p>●その際、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。</p> <p>●実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。</p> <p>●また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。</p> <p>〔設備の取扱いについて〕</p> <p>●事業の規模に応じて、調理室又は調理設備を基本とする。また、事業所内保育事業の特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、社員食堂を活用することも可能とする。</p> <p>※20名以上の場合、調理室の設置を求め、19名以下の場合、調理設備の設置を求める。</p> <p>●その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定めることとする。</p> <p>●なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。</p>
<p>調理担当の職員</p>	<p>○自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。調理員の配置を求めるか。</p> <p>○調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。※この場合、調理員の配置は求めない。</p>	<p>●調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。（ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要）</p>
<p>耐火基準</p>	<p>○事業所内保育事業に係る避難規制について、多様なスペースの活用を念頭に、どう考えていくか。</p> <p>○安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。</p> <p>※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。</p> <p>※事業所内保育施設に対する国の助成要件が準拠している国が定める認可保育所の設備基準（4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件）について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよ</p>	<p>●現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、更に検討。</p>

	<p>う、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。</p>	
連携施設	<p>○小規模保育事業と同様に、連携施設を求める方向とするか。</p> <p>○卒園後の受け皿に関して、卒園後も引き続き同一地域で保育を受けることが想定される「地域において保育を必要とする子ども（地域枠の子ども）」と、広域から通勤することが想定される従業員の子どもとで、同一の対応を求めるべきか。</p> <p>○頻繁に入れ替わることが想定される従業員及びその子どもについて、そのたびに、従業員の居住地市町村において連携施設を確保することが可能か。</p>	<p>●保育内容の支援に関しては、19名以下の規模の場合は、小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求めることを基本とする。</p> <p>●地域枠に関しては、卒園後も、当該市町村において、認定の変更を受けるほか、教育・保育の提供を受ける可能性が高いことから、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする。また、従業員の子どものについては、当該子どもは頻繁に入れ替わることが想定され、居住地も様々な市町村にまたがることから、必ずしも設定を求めないこととする。</p> <p>●その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けることとする。</p>